

## 台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会規約

### (名 称)

第1条 本会は、台東区大河ドラマ「べらぼう」活用推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、大河ドラマ「べらぼう」の放送を契機に、舞台となる台東区の歴史・文化の魅力を全国に発信するとともに、大河ドラマ館の整備や区内回遊の促進等により地域の活性化を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、関係機関との連携を図り、次の事業を推進する。

- (1) 大河ドラマ館等関連拠点の整備及び運営に関する事。
- (2) 大河ドラマ「べらぼう」を活用した地域活性化及び機運の醸成に関する事。
- (3) 大河ドラマ「べらぼう」に係る情報発信及び誘客宣伝に関する事。
- (4) 大河ドラマ「べらぼう」に係るイベント等の実施に関する事。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

### (構 成)

第4条 協議会は、別表に掲げる組織及び団体をもって構成する。

### (役 員)

第5条 協議会に次に定める役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監 事 2名

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 副会長及び監事は、会長が指名するものとする。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の事務及び会計を監査する。

(役員任期)

第7条 役員及び顧問の任期は、会長の指定する日から協議会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りでない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事の進行及び整理をする。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催できない。
- 4 議事の決定は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 5 委員が会議に出席できないときは、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決権を行使することができる。

(審議事項)

第9条 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 事業報告に関する事。
- (5) その他協議会の目的に係る重要な事項に関する事。

(幹事会)

第10条 協議会の目的を円滑に遂行するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる活動を行う。
  - (1) 第3条各号に掲げる事業を企画及び立案すること。
  - (2) 1,000万円を超える契約を審議すること。
  - (3) プロポーザルによる事業者選定に関する審議等を行うこと。
  - (4) その他会長が必要と認める事項
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、東京都台東区文化産業観光部長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総括する。
- 6 副幹事長は、幹事長が指名する。
- 7 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 幹事は、協議会を構成する団体及び組織の担当者をもって充てる。

(顧問)

第11条 協議会に、歴史・文化に関し広い識見と専門知識を有する者のうちから、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名する。
- 3 顧問は、協議会事業への助言及び協力を行うことができる。

(オブザーバー)

第12条 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が指名する。
- 3 オブザーバーは、会長が必要と認めた場合に会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を東京都台東区文化産業観光部文化振興課内に設置する。

- 2 前項の事務局に事務局長のほか、所要の職員を置く。

(経費)

第14条 協議会の経費は、補助金、負担金、協賛金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協議会を設立した日の属する会計年度は、協議会設立の日から令和6年3月31日までとする。

- 2 会計年度終了時に余剰金が発生した場合は、次年度への繰り越すことができる。

(会計事務の取扱い)

第16条 協議会の会計事務は、経理方法等について公金に準じた取扱いをする。

(決算)

第17条 協議会の会計報告は、会計年度終了後、3か月以内に監事の監査を受けて会議の承認を得るものとする。

(解散)

第18条 協議会は、事業の完了報告の承認をもって解散する。

(残余財産及び欠損金)

第19条 協議会が解散するときの収支決算において、残余財産及び欠損金が生じたときは、会議で協議の上処理する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年1月26日から施行する。

別表（第4条関連）

東京都台東区
東京都台東区議会
一般社団法人浅草観光連盟
一般社団法人奥浅草観光協会
東京商工会議所台東支部
台東区商店街連合会
協同組合浅草商店連合会
雷門地区町会連合会
馬道地区町会連合会
清川地区町会連合会
浅草警察署
東日本旅客鉄道株式会社
東京地下鉄株式会社
東武鉄道株式会社
京成電鉄株式会社
首都圏新都市鉄道株式会社
東京都交通局